

神戸運輸監理部・九州運輸局同時発表

令和7年4月25日
海事局安全政策課**船員法等関係法令に違反した船舶所有者を公表します**
(令和6年度第4／四半期)

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令（※）に違反した船舶所有者について、船員災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的に、四半期ごとに公表を行っております。

今回は、令和6年度第4／四半期において、船員法等関係法令の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり公表し、国土交通省ホームページへ一定期間（6ヶ月）掲載いたします。

◎公表の対象

- ・ 船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船員法上の船舶所有者
- ・ 船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が、120ポイント以上となった船員法上の船舶所有者
- ・ その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

◎公表対象期間

- ・ 令和6年度第4／四半期（令和7年1月～3月）

※船員法等関係法令・・・船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法

**<問い合わせ先>**

海事局安全政策課 榎本、木村

TEL 03-5253-8111（代表）（内線 43553、43514）

03-5253-8631（直通）

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和6年度第4／四半期(令和7年1月～3月分))

公表年月日	船 名	船 種 又は 業 種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備 考 (所管局)
令和7年4月25日	第六拾八 宝来丸	貨物船	宝来建設工業株式会社 (2140001062544)	兵庫県 姫路市	令和7年3月27日	発航前の検査、航海の安全の確保等の違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第8条、第14条の4等)	神戸運輸監理部
	フェリーたい しゅう	貨物フェリー	対州海運株式会社 (2290001008581)	福岡県 福岡市	令和7年1月30日	操練の未実施、航海の安全の確保等に関する違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第14条の3第2項、第14条の4等)	九州運輸局
	第八十八 福德丸	漁船	有限会社福德水産 (6350002017175)	宮崎県 日南市	令和7年2月7日	操練の未実施、航海の安全の確保等に関する違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第14条の3第2項、第14条の4等)	九州運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

神戸運輸監理部海上安全環境部 運航労務監理官
九州運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

電話078-321-7058
電話092-472-3181